

第4期

郡山市地域福祉計画

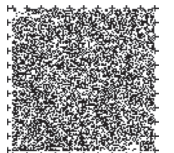
2022(令和4)年度～2025(令和7)年度

概要版



郡山市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、本計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画になります。

2 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化の一層の進行や核家族世帯及び単身世帯の増加などによる社会構造の変化、また、個人のライフスタイルの多様化により、地域のつながりの希薄化や家庭や地域でお互いに支えあう機能の低下が顕著となっています。

今後、多様化していく地域福祉のニーズに対応していく必要があることから、「自助※1」を基本とした上で、「互助※2」、「共助※3」、「公助※4」を適切に組み合わせることにより、市と住民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域共生社会※5の実現を目指すため、社会福祉法等の関係法令の趣旨に鑑み、第4期郡山市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

【自助・互助・共助・公助のイメージ図】



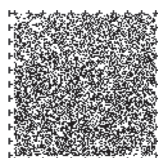
※1 自助：市民（個人・家族など）が自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力や行動。

※2 互助：自助ではできないことを市民などで互いに解決し合う支えあい。

※3 共助：年金、医療保険、介護保険などの被保険者による相互扶助。

※4 公助：公的機関による体制やサービスなどの支援。

※5 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

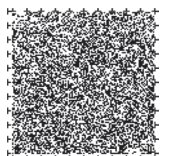
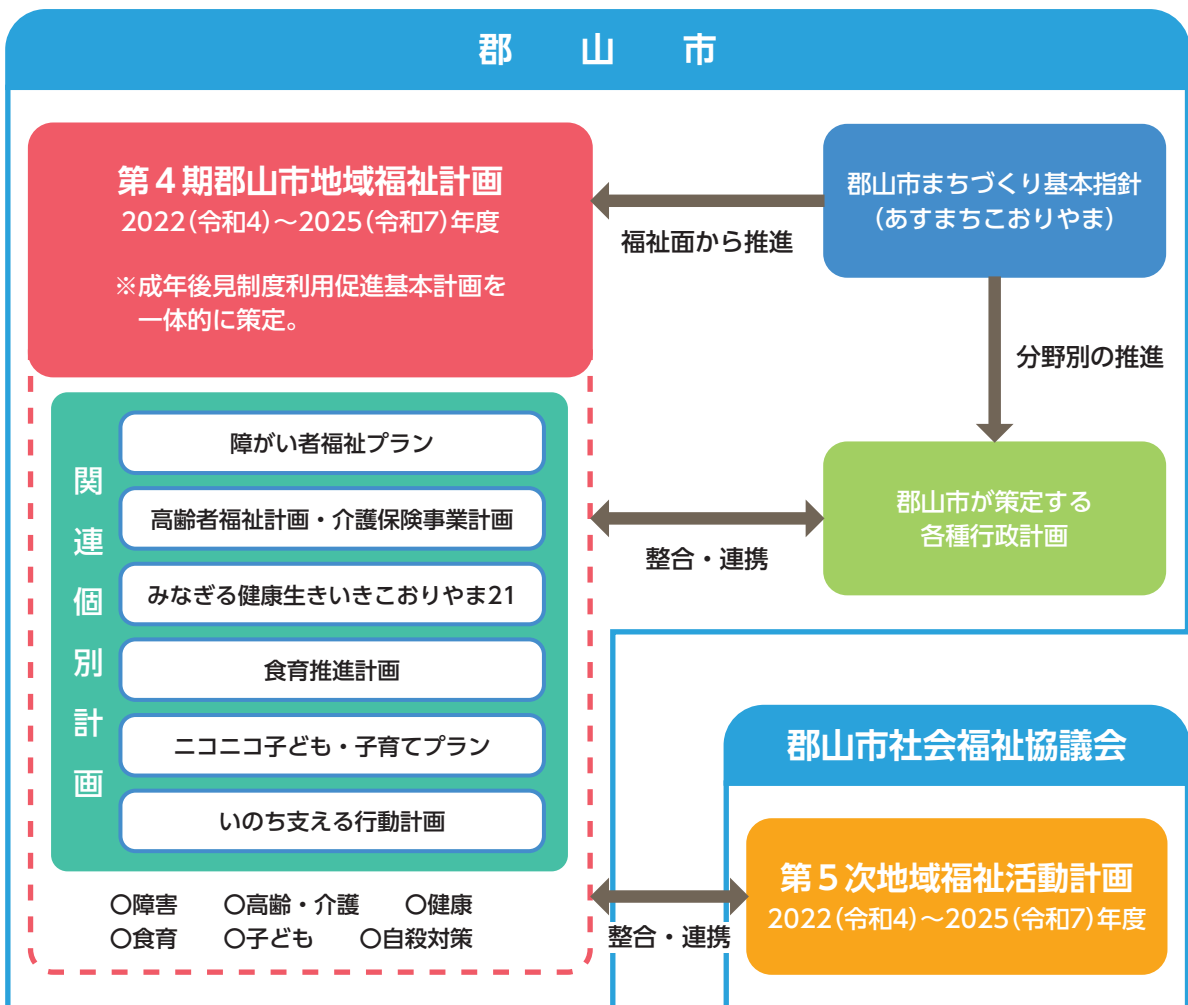


3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野の各個別計画の上位計画に位置付けられています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含み、同計画を一体的に策定しています。

併せて、社会福祉法第109条に規定する民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や関係機関との連携により地域福祉活動の実践に向け策定する「地域福祉活動計画」の理念計画としても位置付けています。



4 基本理念

2000（平成12）年6月の社会福祉事業法から社会福祉法への改正により、地域福祉の推進を目的として市町村地域福祉計画の策定が法律において定められました。

2018（平成30）年4月1日施行の社会福祉法の一部改正においては、目指すべき社会として公的な福祉だけではなく、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、互いに支え合う社会を指す地域共生社会が示され、2021（令和3）年4月1日施行の社会福祉法の一部改正では地域共生社会の実現のため、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。

本計画では、関係法令の改正を踏まえるとともに、本市で継続的に取り組んでいるセーフコミュニティ活動による安全・安心な地域づくりの推進、SDGs※6の視点を反映し、第3期郡山市地域福祉計画に引き続き、「地域共生社会」の実現を目指すため、次のように基本理念を定めます。

「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」

5 基本目標

基本理念とSDGsの考え方を踏まえ、以下の基本目標を掲げます。

（1）人と人がつながり、誰もが安心して暮らせるまち

人と人がつながり合い、誰もが安心して暮らせるように地域福祉活動を推進する担い手の育成、活動しやすい体制づくりを進めます。

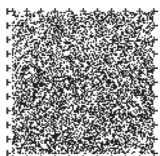
（2）誰もが互いに支えあい、誰にでもやさしいまち

地域の各関係機関と行政がより一層の連携を図り、一人ひとりのニーズに合った適切な支援サービスが一体的に提供できる体制整備や包括的な相談支援体制整備に取り組みます。

（3）誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

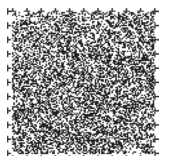
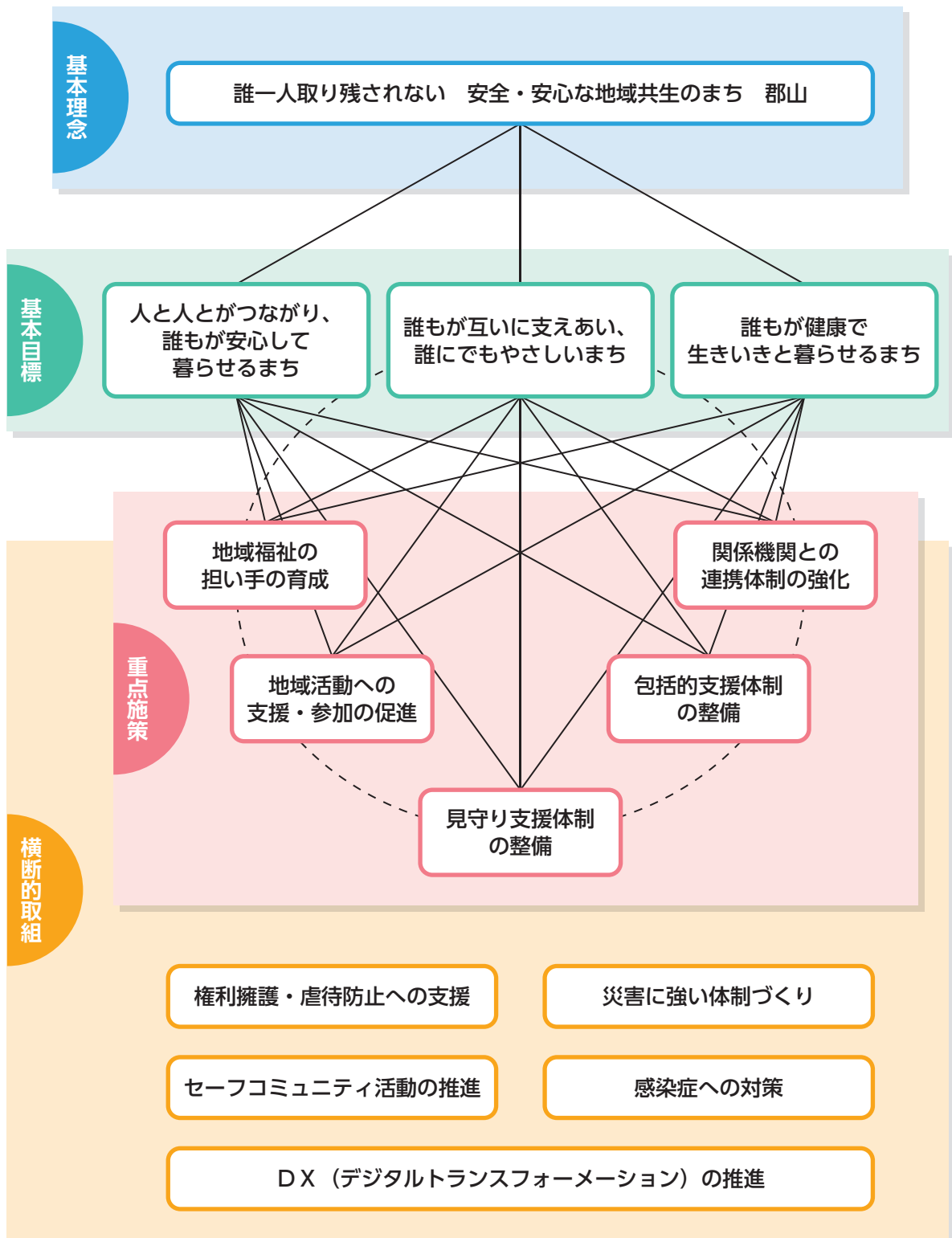
いつまでも自分らしい暮らしができるように健康づくりを進めるほか、病気になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう体制づくりを進めます。

※ 6 SDGs：読みはエスディーズ。[Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）]の略称。2015（平成27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標。地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されている。



6 計画の体系

基本理念及び基本目標の実現に向けて、以下の計画体系とします。



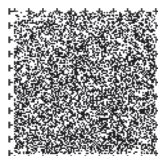
7 重点施策の展開

重点施策1 地域福祉の担い手の育成

	取組内容
住民の役割	<ul style="list-style-type: none">町内会への加入や民生委員・児童委員、町内会役員などを引き受けます。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">町内会未加入世帯への加入や地域行事への参加について呼びかけます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">ボランティア登録（個人・団体）を行い、登録者に対して情報提供等の支援を行います。【社会福祉協議会】地域を対象とした地域福祉活動やボランティア活動に関する出前講座を実施します。【社会福祉協議会】
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員等の活動を支援します。民生委員・児童委員等になられた方に対して研修を行います。市民活動団体への人材育成や支援を行います。

重点施策2 地域活動への支援・参加の促進

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">町内会やボランティアなどの活動内容を理解します。町内会やボランティアなどの活動に参加します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">地域行事について広報し、住民へ周知します。地域活動を企画・実施します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">地区社会福祉協議会の区域単位に第2層協議体を設置し、地域内の事業者、NPO、ボランティア、住民などで情報共有や地域課題の解決に向けた話し合いを行います。【社会福祉協議会】様々な専門性を生かし、地域行事に参加します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会、地域団体等への事業を支援します。地域活動の情報を発信します。

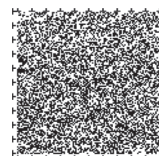


重点施策3 見守り支援体制の整備

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">地域の支援を要する人の情報を行政や民生委員・児童委員などに報告します。日常生活におけるあいさつや地域の行事などに参加することにより、地域の方とのつながりを形成します。避難行動要支援者避難支援制度への登録申請を行います。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員が地域の見守り活動の実施及び困りごとの相談を受け付けます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">地域による見守り活動を支援します。【社会福祉協議会】地域の集いの場への参加が難しい高齢者等に対して訪問による見守り活動を実施します。【社会福祉協議会】市や県の見守り事業に登録し、日常業務の中での見守り・早期対応に向けた連絡を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">避難行動要支援者避難支援制度の制度対象者に対して、周知及び登録勧奨を行います。避難行動要支援者避難支援制度の登録者名簿を作成し、関係機関及び地域に提供して情報共有を図ります。

重点施策4 包括的支援体制の整備

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">抱えている地域生活課題について、行政、相談支援機関、民生委員・児童委員などに相談します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">地域での生活課題を抱えているケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">福祉関係事業者の相談支援機能を地域に提供するとともに、行政と連携することにより相談機能の充実を図ります。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">市内にある相談窓口の周知及び利用の促進を図ります。相談支援機関と関係機関と行政の連携を深め、多様な生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備します。



重点施策5 関係機関との連携体制の強化

	取組内容
市民の役割	• 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの活動への理解を深め、活動に参加します。
地域の役割	• 地域で潜在化している問題ケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。
事業者の役割	• ボランティア団体や地域活動団体との交流会を行い、意見・情報交換を実施することで新たなつながりを構築します。【社会福祉協議会】 • 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの様々な主体が連携して事業を実施することにより、地域福祉活動の充実を図ります。
行政の役割	• 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの様々な主体と連携した事業を推進することにより、事業効果の向上を図ります。

第4期郡山市地域福祉計画【概要版】

2022（令和4）年3月

発行 郡山市
事務局 保健福祉部保健福祉総務課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3822 FAX 024-924-2300
E-mail:hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp
印刷 不二石橋印刷株式会社

